

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 12 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 7 号

三重北勢健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

三重北勢健康増進センター条例施行規則（平成 11 年四日市市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、三重北勢健康増進センター条例（平成 10 年四日市市条例第 38 号。以下「条例」という。）<u>第 15 条</u>に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 <u>条例第 3 条第 3 項の図書コミュニティコーナー及び条例別表第 1 の使用許可施設</u>（以下「許可施設」という。）の使用時間（以下「使用時間等」という。）は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>3 条例<u>別表第 4</u> 及び条例<u>別表第 5</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例<u>別表第 4</u> の午前、午後、夜間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、三重北勢健康増進センター条例（平成 10 年四日市市条例第 38 号。以下「条例」という。）<u>第 16 条</u>に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 <u>条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する運動実践指導の利用時間並びに条例別表第 1 の使用許可施設</u>（以下「許可施設」という。）及び<u>条例第 3 条第 3 項の図書コミュニティコーナー</u>の使用時間（以下「使用時間等」という。）は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>3 条例<u>別表第 5</u> 及び条例<u>別表第 6</u> において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例<u>別表第 5</u> の午前、午後、夜間</p>

及び全日

アからエまで (略)

(2) 条例別表第5の午前、午後、夜間  
及び全日

アからエまで (略)

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間又は使用時間を臨時に変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により

及び全日

アからエまで (略)

(2) 条例別表第6の午前、午後、夜間  
及び全日

アからエまで (略)

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間又は使用時間等を臨時に変更することができる。

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条第2項の規定によ

り、運動実践指導の利用許可を受けようとする者は、別に定める手続により健康診断書その他市長が必要と認めた書類を添えて事前に市長に提出しなければならない。

2 利用申請書の受付時間は、日曜日を除く開館日は午前8時30分から午後9時までとし、日曜日は午前8時30分から午後6時までとする。

3 条例第4条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 運動実践指導の利用期間は、健康増進等のため運動実践に係る指導が必要と市長が認めた日から起算して1年とすること。

(2) その他市長が特に必要と認めるところ。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により

許可施設の使用許可を受けようとする者は、条例別表第4の運動施設等の専用使用（以下「専用使用」という。）及び条例別表第5の会議施設の使用（以下「会議施設使用」という。）については、別表第2に規定する申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）により、条例別表第2、条例別表第3及び条例別表第4の運動施設等の個人使用（以下「個人使用」という。）については、三重北勢健康増進センター普通使用券（第4号様式から第7号様式まで。以下「普通使用券」という。）の購入により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に規定する申請期間以前の日に受け付けることができるものとする。

(1)から(3)まで（略）

- 3 第1項の使用許可申請書の受付時間は、日曜日を除く開館日は午前8時30分から午後9時までとし、日曜日は午前8時30分から午後6時までとする。

- 4 条例第4条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) トレーニングジムの使用期間は、トレーニングジムの機器を使用して安全で適切な運動ができると市長が認めた日から起算して1年を経過す

許可施設の使用許可を受けようとする者は、条例別表第5の運動施設等の専用使用（以下「専用使用」という。）及び条例別表第6の会議施設の使用（以下「会議施設使用」という。）については、別表第3に規定する申請期間内に四日市市公共施設利用許可申請書（第3号様式。以下「利用許可申請書」という。）により、条例別表第3、条例別表第4及び条例別表第5の運動施設等の個人使用（以下「個人使用」という。）については、三重北勢健康増進センター普通使用券（第4号様式から第7号様式まで。以下「普通使用券」という。）の購入により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第3に規定する申請期間以前の日に受け付けることができるものとする。

(1)から(3)まで（略）

- 3 第1項の利用許可申請書の受付時間は、日曜日を除く開館日は午前8時30分から午後9時までとし、日曜日は午前8時30分から午後6時までとする。

- 4 条例第5条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) トレーニングジムの使用期間は、トレーニングジムの機器を使用して安全で適切な運動ができると市長が認めた日（運動実践指導を利用する

る日の属する月の末日までとすること。

(2) (略)

5 (略)

(備品使用許可の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定により許可施設の備品の使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設備品使用許可申請書(第8号様式。以下「備品使用許可申請書」という。)により市長に申請し、四日市市公共施設備品使用許可書(第9号様式。以下「備品使用許可書」という。)の交付を受けなければならない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第6条 第4条の規定にかかわらず、四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用して使用許可申請の予約(以下「仮予約」という。)を受けようとする者は、システム利用者登録申請書(第10号様式)により市長に申請し、システム利用者登録済証(第11号様式)の交付を受けなければならない。

2から5まで (略)

(仮予約の申請)

者にあつては、健康増進等のため運動実践に係る指導が必要と市長が認めた日)から起算して1年とすること。

(2) (略)

5 (略)

(備品利用許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により許可施設の備品の利用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設備品利用許可申請書(第8号様式。以下「備品利用許可申請書」という。)により、市長に申請し、四日市市公共施設備品利用許可書(第9号様式。以下「備品利用許可書」という。)の交付を受けなければならない。

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第7条 第5条の規定にかかわらず、四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用して利用許可申請の予約(以下「仮予約」という。)を受けようとする者は、システム利用者登録申請書(第10号様式)により市長に申請し、システム利用者登録済証(第11号様式)の交付を受けなければならない。

2から5まで (略)

(仮予約の申請)

第7条（略）

- 2 インターネットによる仮予約の申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日3月前の翌日から受け付けるものとする。
- 3 第1項の仮予約を行った者が、使用日1月前までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。

第8条（略）

第9条（略）

第8条（略）

- 2 インターネットによる仮予約の申請は、利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「利用日」という。）の属する月の初日3月前の翌日から受け付けるものとする。
- 3 第1項の仮予約を行った者が、使用日1月前までに利用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。

第9条（略）

第10条（略）

（利用及び使用の許可）

第11条 市長は、第4条第1項の規定による申請について適当と認めたときは、利用を許可するものとする。

2 市長は、第5条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、個人使用については普通使用券を、専用使用及び会議施設使用については四日市市公共施設利用許可書（第12号様式。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定により利用許可を受けた運動実践指導の利用者（以下「利用者」という。）は三重北勢健康増進センター運動実践指導利用券（第13号

（使用の許可）

第 1 0 条 市長は、第 4 条第 1 項の申請  
について適当と認めたときは、使用許  
可を決定し、個人使用については普通  
使用券を、専用使用及び会議施設使用  
については四日市市公共施設使用許可  
書（第 1 2 号様式。以下「使用許可  
書」という。）を申請者に交付するも  
のとする。

2 前項の規定により使用許可を受けた  
者（以下「使用者」という。）は、普  
通使用券又は使用許可書を、使用に際  
して係員に提示しなければならない。

（許可の順位）

第 1 1 条 許可施設の使用許可は、申請  
の順序とする。

第 1 2 条 （略）

（回数使用券の共通使用、種別変更）

第 1 3 条 個人使用に係る回数使用券に  
ついては、条例別表第 3 の種別（ 3 ）  
は同表の種別（ 4 ）と共通で使用する

様式及び第 1 4 号様式）又は運動実践  
指導定期券（第 1 5 号様式）を、前項  
の規定により使用許可を受けた者（以  
下「使用者」という。）は普通使用券  
又は利用許可書を、利用又は使用に際  
して係員に提示しなければならない。

（許可の順位）

第 1 2 条 運動実践指導の利用許可及び  
許可施設の使用許可は、申請の順序と  
する。

第 1 3 条 （略）

（回数使用券の共通使用、種別変更）

第 1 4 条 個人使用に係る回数使用券に  
ついては、条例別表第 4 の種別（ 3 ）  
は同表の種別（ 4 ）と共通で使用する

ことができる。

2 (略)

#### 第14条 (略)

(使用の変更及び取消し)

第15条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第16号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用时间区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 (略)

(特定設備等の使用料)

第16条 健康増進センターの特定設備及び備品器具(以下「特定設備等」という。)の使用料は、別に定めるものを除き、別表第3及び別表第4に定める額とする。

2 前項の規定による別表第3(1)冷暖房設備使用料に係る午前、午後、夜間及び全日の意義及び午前及び午後、又は午後及び夜間を連続して使用する場合及び日曜日の午後に延長して使用

ことができる。

2 (略)

#### 第15条 (略)

(使用の変更及び取消し)

第16条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第16号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用时间区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 (略)

(特定設備等の使用料)

第17条 健康増進センターの特定設備及び備品器具(以下「特定設備等」という。)の使用料は、別に定めるものを除き、別表第4及び別表第5に定める額とする。

2 前項の規定による別表第4(1)冷暖房設備使用料に係る午前、午後、夜間及び全日の意義及び午前及び午後、又は午後及び夜間を連続して使用する場合及び日曜日の午後に延長して使用

する場合の使用料については、専用使用及び会議施設使用の例による。

(使用料の納付)

第17条 (略)

2 使用者は、第15条の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足を生じたときは、その不足額を使用の終了時までには納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合において、年度を越えて前納できない場合その他使用料を前納できないときは、使用料を使用の終了後に納付することができる。

3 (略)

(使用料の減免)

第18条 条例第6条の規定に基づく使用料の免除又は一部の減額の範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者

場合の使用料については、専用使用及び会議施設使用の例による。

(利用料の納付)

第18条 運動実践指導の利用者は、運動実践指導利用券の購入により、利用料を納付しなければならない。

2 市長が必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限及び納付方法を定めることができる。

(使用料の納付)

第19条 (略)

2 使用者は、第16条の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足を生じたときは、その不足額を使用の終了時までには納付しなければならない。

3 (略)

(使用料等の減免)

第20条 条例第7条の規定に基づく利用料及び使用料(以下「使用料等」という。)の免除又は一部の減額の範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者



(以下「身体障害者手帳等所持者」という。)が、個人使用をするとき。ただし、65歳以上の者が、プール及びトレーニングジムを個人使用する場合を除く。 5割

(2)から(6)まで (略)

2 (略)

3 使用料等の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料減免申請書(第17号様式。以下「減免申請書」という。)に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(特定設備等の使用料の減免)

第19条 特定設備等の使用料の免除又は一部の減額の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自治会等が、地域の防災会議等防災教育を実施するため、軽運動室の専用使用をし、又は会議施設使用をするとき。 10割(軽運動用具及びグラウンドゴルフ用具を除く。)

(3)及び(4) (略)

2 (略)

(優待券等)

第20条 条例第7条に規定する優待券及び招待券の様式は、それぞれ第18

(以下「身体障害者手帳等所持者」という。)が、運動実践指導の利用又は個人使用をするとき。ただし、65歳以上の者が、プール及びトレーニングジムを個人使用する場合を除く。 5割

(2)から(6)まで (略)

2 (略)

3 使用料等の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金等減免申請書(第17号様式。以下「減免申請書」という。)に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(特定設備等の使用料の減免)

第21条 特定設備等の使用料の免除又は一部の減額の範囲は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自治会等が、地域の防災会議等防災教育を実施するため、軽運動室の専用使用をし、又は会議施設使用をするとき。 10割(軽運動用具、卓球台及びグラウンドゴルフ用具を除く。)

(3)及び(4) (略)

2 (略)

(優待券等)

第22条 条例第8条に規定する優待券及び招待券の様式は、それぞれ第18

号様式及び第 19 号様式に定めるとおりとする。

( 使用料の還付 )

第 21 条 条例第 8 条ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により、使用ができなかったとき。	使用料の全額
( 略 )	

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に未使用の回数使用券又は使用許可書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。

第 22 条 ( 略 )

( 使用者の遵守事項 )

号様式及び第 19 号様式に定めるとおりとする。

( 使用料等の還付 )

第 23 条 条例第 9 条ただし書の規定により、既納の使用料等又は健康増進センターの施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の使用に係る料金を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害その他利用者及び使用者(以下「使用者等」という。)の責めに帰することのできない理由により、利用又は使用ができなかったとき。	使用料の全額
( 略 )	

2 前項に規定する使用料等又は施設等の使用に係る料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に未使用の回数利用券若しくは回数使用券又は利用許可書若しくは使用許可書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。

第 24 条 ( 略 )

( 使用者等の遵守事項 )

第 2 3 条 使用者及び健康増進センターに入場する者（以下「入場者」という。）は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(13)まで（略）

2（略）

（職務上の立入り）

第 2 4 条 使用者は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

第 2 5 条（略）

（使用後の届出及び点検）

第 2 6 条 使用者は、条例第 1 3 条の規定により、施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

第 2 7 条（略）

第 2 5 条 使用者等及び健康増進センターに入場する者（以下「入場者」という。）は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(13)まで（略）

2（略）

（職務上の立入り）

第 2 6 条 使用者等は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

第 2 7 条（略）

（使用後の届出及び点検）

第 2 8 条 使用者等は、条例第 1 3 条の規定により、施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

第 2 9 条（略）

改正後

別表第 1（第 2 条関係）

使用時間等

種別	使用時間等
プール（第 1 プール・第 2 プール）、トレーニングジム、ランニングトラック、ランニングトラック内フィールド、軽運動室、休養施設	日曜日を除く開館日は、午前 9 時 3 0 分から午後 9 時までとし、日曜日は午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで。ただし、専用使用にあつては、日曜日は午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。

(略)

備考 (略)

改正前

別表第1 (第2条関係)

使用時間等

種別	使用時間等
運動実践指導	日曜日を除く開館日は、午前9時30分から午後9時までとし、日曜日は午前9時30分から午後6時まで。
プール(第1プール・第2プール)、トレーニングジム、ランニングトラック、ランニングトラック内フィールド、軽運動室、休養施設	日曜日を除く開館日は、午前9時30分から午後9時までとし、日曜日は午前9時30分から午後6時まで。ただし、専用使用にあつては、日曜日は午前9時30分から午後4時30分まで。
(略)	

備考 (略)

改正後

(なし)

改正前

別表第2 (第4条関係)

利用許可の申請

種別	申請期間
運動実践指導を利用すると	申請は、原則として利用日の属する月の初日3箇月前から利用日の3日前まで。

備考

- 1 「利用日」とは、利用しようとする日をいう。
- 2 「利用日の属する月の初日3箇月前」が休館日の場合は、その直後の開館日とし、「利用日の14日前」又は「利用日の5日前」が休館日の場合は、そ

の直前の開館日とする。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） （略）	別表第3（第6条関係） （略）
別表第3（第16条関係） （略）	別表第4（第18条関係） （略）

改正後			
別表第4（第16条関係） 備品器具使用料			
種別	使用単位	金額	備考
（略）			
軽運動用具	1式1回	540円	
グラウンドゴルフ用具	1対1回	110円	
備考（略）			

改正前			
別表第5（第18条関係） 備品器具使用料			
種別	使用単位	金額	備考
（略）			
軽運動用具	1式1回	540円	
卓球台	1台1回	160円	
グラウンドゴルフ用具	1対1回	110円	
備考（略）			

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

四日市市公共施設使用許可申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名/団体名

住 所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施 設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	年 月 日( 曜) 時 分～ 時 分
使用責任者	
使用人数	人

出 演 者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計  円

改正後	改正前
第4号様式（ <u>第4条</u> 関係） （略）	第4号様式（ <u>第5条</u> 関係） （略）
第5号様式（ <u>第4条</u> 関係） （略）	第5号様式（ <u>第5条</u> 関係） （略）
第6号様式（ <u>第4条</u> 関係） （略）	第6号様式（ <u>第5条</u> 関係） （略）
第7号様式（ <u>第4条</u> 関係） （略）	第7号様式（ <u>第5条</u> 関係） （略）

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式（第5条関係）

四日市市公共施設備品使用許可申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設の備品を使用したいので申請します。

施	設	
---	---	--

No.	受付番号 施設内の場所	日 付	使用時間	備品名	数 用 量 料

減免額	円	消費税	円	合 計	円
-----	---	-----	---	-----	---



第9号様式（第5条関係）

四日市市公共施設備品使用許可書

年 月 日

四日市市長 印

次のとおり、四日市市公共施設の備品使用を許可します。

使用者番号	
施設	

No.	受付番号 施設内の場所	日付	使用時間	備品名	数 使用	量 料

減免額	円	消費税	円	合計	円
-----	---	-----	---	----	---

改正後	改正前
第10号様式（ <u>第6条</u> 関係） （略）	第10号様式（ <u>第7条</u> 関係） （略）
第11号様式（ <u>第6条</u> 関係） （略）	第11号様式（ <u>第7条</u> 関係） （略）

第12号様式から第17号様式までを次のように改める。

第12号様式（第11条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号  
年 月 日

四日市市長 印

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
使用目的 (行事名称)			
使用日時	年 月 日( 曜)	時 分	~ 時 分
使用責任者			
使用人数			

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計 円

第13号様式

削除

第14号様式

削除

第15号様式

削除

第16号様式（第15条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No.	施設内の場所	使用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第17号様式（第18条関係）

四日市市公共施設使用料減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
使用目的			
(行事名称)			
使用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
使用料金	減免前使用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			



改正後	改正前
第18号様式（ <u>第20条</u> 関係） （略）	第18号様式（ <u>第22条</u> 関係） （略）
第19号様式（ <u>第20条</u> 関係） （略）	第19号様式（ <u>第22条</u> 関係） （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の三重北勢健康増進センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三重北勢健康増進センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により発行された三重北勢健康増進センター運動実践指導回数利用券（以下「回数利用券」という。）のうち、施行日において未利用となった利用料分は還付する。この場合において、当該未利用料分の料金（1枚につき900円。ただし、身体障害者手帳等所持者については、1枚につき450円）の還付については、施行日から平成27年4月30日までに未利用の回数利用券を添えて、市長に申請しなければならない。

（健康福祉部健康づくり課）